

別図

定期事業者検査時の安全管理の計画

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位																		
主要工程		▽解列	RCS降温	R/V開放	燃料取出	燃料装荷	R/V組立	起動試験	起動前点検	起動試験	起動試験後	▽並列								
主要工程		1次系ポンプ他点検																		
主要工程		RCS漏えい検査																		
主要工程		調整運転																		
未境界線特機能 放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	保安規定条文	要求モード	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-1	5-2	4	5-1	4	5-1	3	
	第20条 停止余裕	モード3、4	要求内容 ・停止余裕: 1.0% Δk/k 以上 ・停止余裕: 1.0% Δk/k 以上 ・減速材温度係数: $78 \times 10^{-4} \Delta k/k/^\circ C$ 以上	-	x	x									x	x	x	x	x	
	第22条 減速材温度係数	モード3	・ほう酸注入タンクほう酸濃度: 21000ppm 以上 ・ほう酸注入タンクほう酸水量(有効水量): 3.4m ³ 以上 ・ほう酸注入タンクほう酸水温度: 65°C 以上	-		x	x								x	x			x	
	第55条 ほう酸注入タンク	モード3	・ほう酸注入タンクほう酸濃度: 21000ppm 以上 ・ほう酸注入タンクほう酸水量(有効水量): 3.4m ³ 以上 ・ほう酸注入タンクほう酸水温度: 65°C 以上	x	x														x	
	第81条 1次冷却材中のほう酸濃度	モード6	・1次冷却材中のほう酸濃度: 2800ppm 以上	-				x	x	x										
	第50条 1次冷却材中のほう酸濃度	モード3 (1次冷却材温度が 260°C 以上)	・1次冷却材中のほう酸濃度: $6.2 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以下	-	Δ															Δ
	第56条 原子炉格納容器	モード3、4	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力: 9.8kPa以下 (3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能(原子炉格納容器エアロックのインターロータ機構が健全であること、および原子炉格納容器エアロックが閉止可能(閉止状態であることを含む)できることを条件に原子炉格納容器エアロックの面方のドアを開放する場合、適用しない。) (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能(閉止可能(閉止状態であることを含む))	・原子炉格納容器 ・原子炉格納容器エアロック ・原子炉格納容器隔離弁	x	Δ									x	x	x	x	x	
	第57条 原子炉格納容器真空度	モード3、4	・原子炉格納容器真空度が 1系、2系統動作可能(真空度がし機能が確保されていること)	・原子炉格納容器真空度がし弁	x	x									x	x	x	x	x	
	第58条 原子炉格納容器スプレイ系	モード3、4	(1) 原子炉格納容器スプレイ系: 2系統動作可能 (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量(有効水量): 11.7m ³ 以上 ・苛性ソーダ濃度: 30wt%以上 ・苛性ソーダ溶液量(有効水量): 11.7m ³ 以上	・原子炉格納容器スプレイ系 ・よう素除去薬品タンク	x	x									x	x	x	x	x	
	第59条 アニユラス空気浄化系	モード3、4	・原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は、第85条(表85-4および表85-6)の運転上の制限も確認。 ・アニユラス空気浄化系: 2系統動作可能(アニユラス空気浄化系が動作不能時は、第85条(表85-11)の運転上の制限も確認)	・アニユラス空気浄化系	x	x									x	x	x	x	x	
第60条 アニユラス	モード3、4	・アニユラスの機能が健全であること(アニユラス内照換、原子炉格納容器エアロック点検、原子炉格納容器内点検等を行う場合、適用しない)	・アニユラス	Δ	Δ										Δ	Δ	Δ	Δ	Δ	

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		▽解列 RCS降温	Rへ/開放	燃料取出	燃料装荷	Rへ/組立	起動試験	起動前点検	▽並列												
		1次系ポンプ他点検	RCS漏えい検査	RCS漏えい検査	RCS漏えい検査	RCS漏えい検査	RCS漏えい検査	RCS漏えい検査	調整運転												
RCS 水位																					
キャビティ排水 RCS 排水 ミッドループ RCS 全フロ—																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	3	
第38条 1次冷却系	モ—ト4	モ—ト4	・余熱除去系または蒸気発生器による余熱除去系のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中 余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85—4)の運転上の制限も確認。 蒸気発生器による余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85—4)の運転上の制限も確認。	・余熱除去系統 ・蒸気発生器 ・1次冷却材系統 ・1次冷却材ポンプ		x										x					
第39条 1次冷却系	モ—ト5-1 (1次冷却系排水)	モ—ト5-1 (1次冷却系排水)	(1) 余熱除去系1系統が運転中* (2) 他の余熱除去系が動作可能または運転中であるか、2基以上の蒸気発生器の水位(狭域)が計器入りの5%以上であること* ※: 計画的にモード4に加熱する場合は、蒸気発生器1基以上の水位(狭域)が計器入りの5%以上であることを条件に全ての余熱除去系を隔離することを許容 余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85—4)の運転上の制限も確認。	・余熱除去系統 ・蒸気発生器 ・1次冷却材系統		x										x					
第40条 1次冷却系	モ—ト5-2 (1次冷却系非排水)	モ—ト5-2 (1次冷却系非排水)	余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中 ・1次冷却材ポンプによる1次冷却系空気を排出を行う場合は2時間に限り全ての余熱除去系を隔離することを許容 ・ポンプの切替を行う場合は、abcの全てを満足させることを条件に15分に限り全ての余熱除去ポンプを停止することを許容 a. 炉心出口温度が飽和温度より5.0℃以上下回るよう維持されていること b. 1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作が行われていないこと c. 1次冷却系水量低下につながる操作が行われていないこと 余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85—4)の運転上の制限も確認。	・余熱除去系統 ・1次冷却材系統													x				
第41条 1次冷却系	モ—ト6-2 (キャビティ/高水位)	モ—ト6-2 (キャビティ/高水位)	(1) 余熱除去系1系統以上が運転中(1次冷却材中のほう素濃度を低下させる操作を行わないことを条件に、8時間あたり1時間以内)、余熱除去ポンプを停止することを許容 (2) 1次冷却材温度: 65℃以下 余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85—4)の運転上の制限も確認。	・余熱除去系統 ・1次冷却材系統																	
第42条 1次冷却系	モ—ト6-1 (キャビティ/他水位)	モ—ト6-1 (キャビティ/他水位)	(1) 余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上運転中(キャビティ/他水位)および水抜きを行っている場合は、余	・余熱除去系統 ・1次冷却材系統																	x

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		作業工程																					
RCS水位		▽解列	RCS降温	R/△開放	燃料取出	燃料詰荷	R/△組立	起動試験	起動前点検	△並列	起動試験	調整運転											
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	4	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3				
第44条 加圧器安全弁	モード3、4(1次冷却材温度130°C超)	モード3、4(1次冷却材温度130°C超)	<ul style="list-style-type: none"> 加圧器安全弁: 全てが動作可能(3個のうち1個は17.16MPa以下、他は17.31MPa以下) 	加圧器安全弁	×	△						△		△					×	△	×		
第45条 加圧器逃がし弁	モード3	モード3	<ul style="list-style-type: none"> 加圧器逃がし弁: 全てが動作可能(動作不能時は、第85条(表85-3)および第85条の2(表85の2-2)の制限上の制限も確認) 加圧器逃がし弁元弁: 全てが動作可能 	加圧器逃がし弁 加圧器安全弁	×																×		
第46条 低温加圧防護	モード4(1次冷却材温度130°C以下。ただし加圧器逃がし弁が仮圧設定になるまでの間を除く)、5、6(原子炉容器の蓋が閉められている場合)	モード4(1次冷却材温度130°C以下。ただし加圧器逃がし弁が仮圧設定になるまでの間を除く)、5、6(原子炉容器の蓋が閉められている場合)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 2台以上の加圧器安全弁が取り外されていること または (2) 1台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (3) 蓄圧タンク全基が隔離されていること(蓄圧タンク出口弁の閉確認を行う場合、蓄圧タンク圧力が1次冷却材圧力以下であることを条件に、1基毎に閉確認を許容) 	加圧器逃がし弁 加圧器安全弁 充てん/高圧注入ポンプ 蓄圧タンク出口弁 蓄圧タンク		△	×	×	△				×	×	△	×	×				△		
第47条 1次冷却材漏えい率	モード3、4	モード3、4	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器サン水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えい率: 0.23m³/h以下 原子炉格納容器サン水位計または凝縮液量測定装置によって測定される漏えい率のうち原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えい率: 1次冷却材からの漏えい率(原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率) 23m³/h以下 	原子炉格納容器サン水位計 原子炉格納容器サン水位計	×		×						×	×					×		×		
第48条 蒸気発生器細管漏えい監視	モード3、4	モード3、4	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器細管に漏えいがないこと 蒸気発生器細管漏えい監視装置(蒸気発生器プロダクタントモニタ)が動作可能(フラット状態により監視ができない場合は、または洗浄中を除く) 	蒸気発生器細管 蒸気発生器プロダクタントモニタ	×	×							×						×		×		
第49条 余熱除去系への漏えい監視	モード3、4(余熱除去系隔離弁が閉止している場合)	モード3、4(余熱除去系隔離弁が閉止している場合)	<ul style="list-style-type: none"> 1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないこと(余熱除去系の逃がし弁が作動していないこと) 	余熱除去系隔離弁 余熱除去系の逃がし弁	×	△						△		△					×		△	×	
工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能	モード3、4、5(原子炉トリップしゃ断器が閉止、制御棒の引き抜きが行える場合)	モード3、4、5(原子炉トリップしゃ断器が閉止、制御棒の引き抜きが行える場合)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉保護系連動回路: 2系統 手動原子炉トリップ: 2チャンネル 中性子源領域中性子実高: 2チャンネル(中間領域中性子実高) 2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時には、2チャンネルをバイパスすることを許容。「中間領域停止時中性子実高」の警報を設定する場合は、残 	原子炉保護系計装 左記信号検出、伝送ライン	△	△	△	△				△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		▽解列 RCS降温		燃料取出		燃料送荷		R/V組立		起動試験		起動前点検		▽並列					
		R/V開放		R/V開放		燃料送荷		R/V組立		起動試験		起動前点検		調整運転					
		1次系ポンプ他点検		RCS漏れ検査		RCS漏れ検査		RCS漏れ検査		RCS漏れ検査		RCS漏れ検査		RCS漏れ検査					
RCS 水位	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-1	4	5-1	4	5-1	3
		モード3、4、5 (原子炉トリップレバース断器が開放されている場合)	キャビティ過水 RCS 過水 ミッドループ RCS 空フロ— りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをハイバイパスすることを許容。 ・中性子源領域中性子東高、1チャンネル(監視機能のみ)	・原子炉保護系計装 ・左記信号検出、伝送ライン	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△				
		モード6(原子炉格納容器内の燃料移動中でない場合)	・中性子源領域中性子東高、1チャンネル(監視機能のみ)	・原子炉保護系計装 ・左記信号検出、伝送ライン	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△				
		モード6(原子炉格納容器内の燃料移動中の場合)	・中性子源領域中性子東高、2チャンネル(監視機能のみ)	・原子炉保護系計装 ・左記信号検出、伝送ライン	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△				
第34条(表34-3) 工学的安全施設等作動時			(非常用炉心冷却系) ・非常用炉心冷却系作動論理回路: 2系統 ^{※1} ・手動起動: 2チャンネル (原子炉格納容器スプレイ系) ・原子炉格納容器スプレイ系作動論理回路: 2系統 ^{※1} ・手動起動: 4チャンネル (原子炉格納容器隔離A) ・原子炉格納容器隔離A作動論理回路: 2系統 ^{※1} ・手動起動: 2チャンネル ・非常用炉心冷却系作動: 上記非常用炉心冷却系を参照 (原子炉格納容器隔離B) ・原子炉格納容器隔離B作動論理回路: 2系統 ^{※1} ・原子炉格納容器スプレイ手動起動: 4チャンネル (原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧番号による隔離) ・原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧番号による隔離作動論理回路: 2系統 ^{※1} ・原子炉格納容器隔離A: 上記原子炉格納容器隔離A参照 ・非常用高圧母線低電圧: 9チャンネル(1母線あたり) (原子炉格納容器排気空調隔離) ・原子炉格納容器排気空調隔離作動論理回路: 2系統 ^{※1} ・原子炉格納容器スプレイ手動起動: 4チャンネル ・原子炉格納容器隔離A手動起動: 2チャンネル ・非常用炉心冷却系作動: 上記非常用炉心冷却系を参照 ※1: 原子炉保護系論理回路の機能検査時において残り1系統が動作可能であることを条件に2時間に限り1系統をバイパスする	(工学的安全施設等作動時表) ・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器スプレイ系 ・原子炉格納容器隔離A ・原子炉格納容器隔離B ・原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧番号による隔離 ・原子炉格納容器排気空調隔離 ・左記信号検出、伝送ライン	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△				
		モード3、4			△	△	△	△	△	△		△	△	△	△				

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		▽解列	RCSI降温	RへV開放	燃料取出	モータ外	6-2	6-1	5-2	5-1	6-2	6-1	5-2	5-1	4	モータ外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	RへV組立	起動試験	RCSI漏えい検査	起動前点検	起動試験	▽並列			
RCS 水位		キャビティ排水 RCS 排水 ミッドループ RCS 全フロー																												
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容 ことな許容(表04)において同C)	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	5-2	6-1	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	4	5-1	3		
		モード3	(非常用炉心冷却系)(原子炉格納容器隔離A) (原子炉格納容器熱気空調隔離) ・原子炉格納容器圧力高(高-1):3チャンネル ・主蒸気ライン差圧高,各主蒸気ライン毎3チャンネル (原子炉格納容器スプレイ系)(原子炉格納容器隔離B) ・原子炉格納容器圧力異常高(高-3):3チャンネル(残り03チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスできる) (主蒸気ライン隔離) ・主蒸気ライン隔離作動制御回路-2系統 ^{※1} ・手動起動-2チャンネル ・原子炉格納容器圧力異常高(高-2):3チャンネル ・主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低または1次冷却材平均温度異常低の一致:モード3(P-12超)(非常用炉心冷却系)参照 (給水隔離)	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離A ・原子炉格納容器熱気空調隔離 ・原子炉格納容器スプレイ系 ・原子炉格納容器隔離B ・左記信号検出、伝送ライン 	x																									
		モード3(主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く)			△																							△		
		モード3(主給水隔離弁、主給水)			△																							△		

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		▽解列 RCS降温		燃料取出		Rへの開放		燃料投荷		Rへの組立		起動試験		起動前ポイント検		▽並列									
RCS水位		キャビティ過水 RCS 過水 ミッドグループ RCS 至70°C		1次系ボンプ他点検		RCS漏えい検査																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-1	6-2	5-1	5-2	4	5-1	4	5-1	3					
安全上特に重要な関連機能 (電源供給)	第34条(表34-5) デイゼル発電機起動許諾 非常炉心冷却系作動は第34条(表34-3)工学的安全施設等作動許諾の非常炉心冷却系参照	制御弁、主給水パイプ制御弁が閉止または隔離されている場合は除く)	給水隔離作動論理回路: 2系統 ^{※1} ・蒸気発生器水位異常高: 1基あたり3チャンネル ・非常炉心冷却系作動: 本表の要求モード「モード3、4」、「モード3」、「モード3(P-11以上)」、「モード3(P-12超)」の非常炉心冷却系参照 ・1次冷却材平均温度低(1次冷却材平均温度低: 3チャンネルと本表の保安規定条文)「第34条(表34-2)原子炉保護系計画」のモード3、4、5(原子炉トリップしや断器が開閉、制御降の引き抜きが行える場合)参照	・非常炉心冷却系 ・原子炉保護系許諾 ・左記信号検出、伝送ライン																					
		モード3(P-11以上)	(非常炉心冷却系) (原子炉格納容器隔離A) (原子炉格納容器換気空調隔離) ・原子炉圧力低(3チャンネル)と加圧器水位低(3チャンネル)の一致 (インターロック) ・P-11(加圧器圧力); 3チャンネル	・非常炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離A ・原子炉格納容器換気空調隔離 ・インターロック ・左記信号検出、伝送ライン	△																△				
		モード3(P-12超)	(非常炉心冷却系) (原子炉格納容器隔離A) (原子炉格納容器換気空調隔離) ・主蒸気ライン 流量高(各主蒸気ライン毎2チャンネル)と主蒸気ライン圧力低(各主蒸気ライン 毎3チャンネル)または1次冷却材平均温度異常低(3チャンネル)の一致 (インターロック) ・P-12(1次冷却材平均温度); 3チャンネル	・非常炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離A ・原子炉格納容器換気空調隔離 ・インターロック ・左記信号検出、伝送ライン	△																	△			
	第34条(表34-5) デイゼル発電機起動許諾	モード3、4	(デイゼル発電機起動許諾) ・デイゼル発電機起動論理回路: 2系統 ^{※1}	・デイゼル発電機起動許諾 ・左記信号検出、伝送ライン	×															×			×		
	非常炉心冷却系作動は第34条(表34-3)工学的安全施設等作動許諾の非常炉心冷却系参照	モード5、6および照射済燃料移動中 モード3、4、5、6、照射済燃料移動中	(デイゼル発電機起動許諾) ・デイゼル発電機起動論理回路: 1系統 (デイゼル発電機起動許諾) ・非常用高圧母線低電圧: 3チャンネル(所定の母線あたり)	・デイゼル発電機起動許諾 ・左記信号検出、伝送ライン ・デイゼル発電機起動許諾 ・左記信号検出、伝送ライン			×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×					×		×

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		▽解列 RCS降温	Rへ開放	燃料取出	燃料供給	Rへ組立	起動試験	起動前点検	▽並列												
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-1	6-2	5-1	5-2	4	5-1	4	3		
<p>キャビティ漏水</p> <p>RCS 湧水</p> <p>ミッドループ</p> <p>RCS 全フロア</p>																					
第73条	外部電源	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<p>(1) 回線(当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全てに対して電力供給が可能な発電所からの送電線の回線数とする)以上が動作可能(送電線事故の顕停時は適用しない)</p> <p>(2) 上記外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること(独立性を有するとは、「送電線の upstream に於いて1つの変電所または開閉所のみに連系しないこと」をいふ。1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能が状態であれば、独立性を有しているとはみなす)</p>	<p>外部電源</p> <p>・起動昇圧装置</p> <p>・予備昇圧器</p> <p>・非常用高圧母線</p>																	
第74条	ディーゼル発電機	モード3、4	<p>(1) ディーゼル発電機: 2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない)</p> <p>(2) 燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 1.10m³以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)</p> <p>ディーゼル発電機が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認</p>	<p>ディーゼル発電機</p> <p>・燃料油サービスタンク</p>																	
第75条	ディーゼル発電機	モード5、6、モード外	<p>(1) ディーゼル発電機: 2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない)(ディーゼル発電機には非常用発電機/非常用発電機とは所要の電力供給が可能なのをいう。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。)1基を含めることができる)</p> <p>(2) 上記ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 1.10m³以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)</p> <p>ディーゼル発電機が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認</p>	<p>ディーゼル発電機</p> <p>・非常用発電機</p> <p>・燃料油サービスタンク</p>																	
第76条	ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および補助空気	モード3、4、5、6、モード外	<p>・所要のディーゼル発電機の燃料油貯油そう油量(保有油量): 226m³以上</p> <p>・所要のディーゼル発電機の潤滑油タンクの油量(保有油量): 3.6m³以上*</p> <p>・所要のディーゼル発電機の補助空気ため圧力: 2.45MPa[gage]以上*</p> <p>※: 予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない。ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない。</p>	<p>ディーゼル発電機燃料油貯油そう</p> <p>・ディーゼル発電機潤滑油タンク</p> <p>・ディーゼル発電機補助空気ため</p>																	
第77条	非常用直流電源	モード3、4	<p>燃料油貯油そう油量を確認する場合は、第85条(表85-15)の運転上の制限も確認</p> <p>・非常用直流電源: 2系統(蓄電池(安全防護系用)および充電器(充電器または後備充電器のいずれかをい、両方が機能要</p>	<p>非常用直流充電器</p> <p>・非常用直流蓄電池</p>																	

主要工程		検査項目										備考										
RCS水位		▽解列	RCS降温	R/V開放	燃料取出	燃料詰荷	R/V組立	起動試験	起動前点検	▽並列	調整運転											
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モト外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3	
安全上特に重要な降速機能(制御用空気系)	第69条 制御用空気系	モード3、4	検査電話(連絡設備)と兼用する検査電話(固定)が動作不能時は、第85条(表85-20)の運転上の制限も確認	・格納容器外制御用空気系	×																	
	安全上特に重要な降速機能(制御室及びその連へい・換気空調系)	モード3、4、使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	・中央制御室非常用循環系 ・中央制御室非常用循環系作動論理回路 所要の中央制御室非常用循環系につき系統(原子炉保護系統論理回路の機能検査時において残り)系統が動作可能であることを条件に2時間限り1系統バypassすることができる ・手動起動 所要の中央制御室非常用循環系につき2チャンネル非常用炉心冷却系作動は第34条(表34-3)工学的安全施設等作動計装の非常用炉心冷却系参照	・中央制御室非常用循環系 ・中央制御室非常用循環系作動論理回路 所要の中央制御室非常用循環系につき系統(原子炉保護系統論理回路の機能検査時において残り)系統が動作可能であることを条件に2時間限り1系統バypassすることができる ・手動起動 所要の中央制御室非常用循環系につき2チャンネル非常用炉心冷却系作動は第34条(表34-3)工学的安全施設等作動計装の非常用炉心冷却系参照	×																	
制御室外からの安全停止機能	第70条 中央制御室非常用循環系	モード3、4、使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	・中央制御室非常用循環系 2系統動作可能(中央制御室あたり) 中央制御室非常用循環系動作不能時は、第85条(表85-17)の運転上の制限も確認	・中央制御室非常用循環系 ・中央制御室非常用循環系作動論理回路 所要の中央制御室非常用循環系につき系統(原子炉保護系統論理回路の機能検査時において残り)系統が動作可能であることを条件に2時間限り1系統バypassすることができる ・手動起動 所要の中央制御室非常用循環系につき2チャンネル非常用炉心冷却系作動は第34条(表34-3)工学的安全施設等作動計装の非常用炉心冷却系参照	×																	
	第34条(表34-7) 中央制御室外原子炉停止装置	モード3、4	・ぼろ破ポンプ ・加圧器圧力 ・充てん/高圧注入ポンプ ・加圧器後備ヒータ ・抽出水オフリス/隔離弁 ・海水ポンプ ・原子炉排熱冷却水ポンプ ・電動排熱冷却水ポンプ ・加圧器水位 ・蒸気発生器水位(広域) ・蒸気発生器圧力 ・中性子束(中性子源領域) ・1次冷却材圧力(広域) ・1次冷却材温度(広域)(低温度)	・中央制御室外原子炉停止装置 ・左記信号検出、伝送ライン	×																	
モード4			・余熱除去ポンプ																			

主要工程			▽並列 RCS降溫												燃料取出			燃料装荷			R/V組立			起動試験			▽並列																													
RCS 水位			キャビティ灌水			RCS 灌水			ミッドループ			RCS 空フロア			R/V開放			1次系ポンプ他点検			R/V組立			起動前点検			起動試験			調整運転																										
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容												関連設備																																									
第85条(表85-4-1の2) 炉心注水-非常用炉心冷却系	第85条(表85-4-1の2) 炉心注水-非常用炉心冷却系	モード3、4、5、6	(1) 高圧注入系が1系統動作可能(ポンプが手動起動・系統構成含む)できること、または運転中であること (2) 低圧注入系が1系統動作可能(ポンプが手動起動・系統構成含む)できること、または運転中であること ・充てん/高圧注入ポンプ: 1台 ・余熱除去ポンプ: 1台 ・燃料取替用水タンク (表85-14-3の2)において運転上の制限を定める												関連設備 ・充てん/高圧注入ポンプ ・余熱除去ポンプ ・燃料取替用水タンク									3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	4	5-1	4	5-1	4	5-1	4	5-1	4	5-1	3												
			(1) 蓄圧タンクほう湯濃度: 280ppm 以上 (2) 蓄圧タンクほう湯水量(有効水量): 29.0m ³ 以上(1基あたり) (3) 蓄圧タンク圧力: 4.04MPa[gage]以上(モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa[gage] 起の場合) (4) 蓄圧タンク圧力: 1.0MPa[gage]以上(モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa[gage] 以下の場合) (5) 蓄圧タンク出口弁が動作可能(手動での閉弁および閉弁ができること) (6) 蓄圧タンク: 3基 (モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa[gage] 起の場合) (7) 蓄圧タンク: 2基 (モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa[gage] 以下の場合)、4、5、6の場合)												・蓄圧タンク									△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△											
第85条(表85-4-3の2) 代替炉心注水-B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による代替炉心注水	第85条(表85-4-3の2) 代替炉心注水-B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による代替炉心注水	モード3、4、5、6	B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による充てん系が動作可能(ポンプが手動起動・系統構成含む)できること、または運転中であること ・B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却): 1台 ・燃料取替用水タンク (表85-14-3の2)において運転上の制限を定める ・復水タンク (表85-14-3の2)において運転上の制限を定める ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2)において運転上の制限を定める ・燃料油貯蔵そう (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める ・タンクローリー (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める												・B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却) 已冷却 ・燃料取替用水タンク ・復水タンク ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵そう ・タンクローリー									△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
			(表85-14-3の2)において運転上の制限を定める (表85-15-1の2)において運転上の制限を定める (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める												・B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却) 已冷却 ・燃料取替用水タンク ・復水タンク ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵そう ・タンクローリー									△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		▽解列 RCS降温	Rへ開放	燃料取出	燃料装荷	Rへ組立	起動試験	起動前点検	▽並列										
		RCS漏えい検査		1次系ポンプ他点検		RCS漏えい検査		調整運転											
<p>キャビティ遮水 RCS 遮水 ミッドループ RCS 全プロ-</p>																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
RCS 水位	第85条(表85-4-4の2)代替炉心注水-A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連続ライン使用)による代替炉心注水	モード3、4、5、6	A格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること) A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連続ライン使用): 1台 燃料取替用水タンク (表85-14-3の2)において運転上の制限を定める)	<ul style="list-style-type: none"> A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連続ライン使用) 燃料取替用水タンク 	x	x	x	x	x	x						x	x		x
	第85条(表85-4-5の2)代替炉心注水-可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	モード3、4、5、6	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系2系統が動作可能 <ul style="list-style-type: none"> 可搬式代替低圧注水ポンプ: 1台×2 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用): 1台×2 仮設組立式水槽: 1台×2 送水車: 1台×2 燃料油貯油そう タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める) (表85-15-7)において運転上の制限を定める)	<ul style="list-style-type: none"> 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) 仮設組立式水槽 送水車 燃料油貯油そう タンクローリー 	x	x	x	x	x	x						x	x		x
RCS 水位	第85条(表85-4-6の2)代替炉心注水-A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連続ライン使用)による代替炉心注水	モード3、4、5、6	(1) A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連続ライン使用)による代替再循環系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) (2) B余熱除去ポンプ(海水冷却)およびC充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環系、またはB余熱除去ポンプ(海水冷却)による低圧代替再循環系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連続ライン使用): 1台 A格納容器スプレイ冷却器: 1基 A格納容器スプレイポンプ格納容器再循環サンプ側入口隔離弁: 1台 格納容器再循環サンプ: 2基* 格納容器再循環サンプスクリーナー: 2基* B余熱除去ポンプ(海水冷却): 1台 C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却): 1台 大容量ポンプ (表85-7-2の2)において運転上の制限を定める) 空弁式非常用発電装置 (表85-15-1の2)において運転上の制限を定める)	<ul style="list-style-type: none"> A格納容器スプレイポンプ RS-CSS連続ライン使用 A格納容器スプレイ冷却器 A格納容器スプレイポンプ格納容器再循環サンプ側入口隔離弁 格納容器再循環サンプ 格納容器再循環サンプスクリーナー B余熱除去ポンプ(海水冷却) C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却) 水冷却 大容量ポンプ 空弁式非常用発電装置 燃料油貯油そう タンクローリー 	x	x	x	x	x	x						x	x		x
	第85条(表85-4-6の2)代替再循環	モード3、4、5、6	(表85-7-2の2)において運転上の制限を定める) 空弁式非常用発電装置 (表85-15-1の2)において運転上の制限を定める)	<ul style="list-style-type: none"> B余熱除去ポンプ(海水冷却) C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却) 水冷却 大容量ポンプ 空弁式非常用発電装置 燃料油貯油そう タンクローリー 	x	x	x	x	x	x						x	x		x

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		検査項目																
RCS水位		▽解列	RCS降温	R/V開放	燃料取出	燃料装荷	R/V組立	起動試験	起動前点検	▽並列								
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	5-1	5-2	4	5-1	4	3	
RCS水位	第85条(表85-5-1の2)加圧器逃がし弁による減圧	モード3	<ul style="list-style-type: none"> 燃料油貯蔵 (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める タンクローリー (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める ※: A 格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS 連絡ライン)使用を用いる再循環用1基およびB 系減圧ポンプ(海水冷却)を用いる再循環用1基 	<ul style="list-style-type: none"> 窒素ポンベ(加圧器逃がし弁作動)または可搬式空気圧縮機(加圧器逃がし弁作動)を使用した加圧器逃がし弁による 1 次冷却系の減圧系が動作可能 (2) 可搬型バッチリ(加圧器逃がし弁)を使用した加圧器逃がし弁による 1 次冷却系の減圧系が動作可能 窒素ポンベ(加圧器逃がし弁作動): 2本 (1)セット2本(A系1本, B系1本) 可搬式空気圧縮機(加圧器逃がし弁作動): 2台 (1)セット2台(A系1台, B系1台) 可搬型バッチリ(加圧器逃がし弁): 1個 空冷式非常用発電装置 (表85-15-1)において運転上の制限を定める 可搬式整流器 (表85-15-5)において運転上の制限を定める 燃料油貯蔵 (表85-15-7)において運転上の制限を定める タンクローリー 	<ul style="list-style-type: none"> 窒素ポンベ(加圧器逃がし弁作動) 可搬式空気圧縮機(加圧器逃がし弁作動) 可搬型バッチリ(加圧器逃がし弁) 空冷式非常用発電装置 可搬式整流器 燃料油貯蔵 タンクローリー 													
			<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器スプレイ系(よう素除去薬品タンクを除く)の1系統以上が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できると) 格納容器スプレイポンプ: 1台 燃料取替用水タンク (表85-14-3の2)において運転上の制限を定める 	<ul style="list-style-type: none"> 恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系が動作可能 恒設代替低圧注水ポンプ: 1台 空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2)において運転上の制限を定める 復水タンク (表85-14-2の2)において運転上の制限を定める 燃料取替用水タンク補給用ポンプ (表85-14-2の2)において運転上の制限を定める 燃料取替用水タンク (表85-14-3の2)において運転上の制限を定める 	<ul style="list-style-type: none"> 格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水タンク 													
第85条(表85-6-1の2)原子炉格納容器スプレイ	モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> 恒設代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ 恒設代替低圧注水ポンプ: 1台 空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2)において運転上の制限を定める 復水タンク (表85-14-2の2)において運転上の制限を定める 燃料取替用水タンク補給用ポンプ (表85-14-2の2)において運転上の制限を定める 燃料取替用水タンク (表85-14-3の2)において運転上の制限を定める 	<ul style="list-style-type: none"> 恒設代替低圧注水ポンプ 空冷式非常用発電装置 復水タンク 燃料取替用水タンク補給用ポンプ 燃料取替用水タンク 送水車 燃料油貯蔵 タンクローリー 	<ul style="list-style-type: none"> 格納容器スプレイポンプ 燃料取替用水タンク 														

高浜発電所3号機 第25回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		検査項目																			
RCS 水位		▽解列	RCS降温	R／V開放	燃料取出	燃料装荷	R／V組立	起動試験	起動前点検	▽並列											
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3
RCS 水位	第85条(表85-6-3の2)代替原子炉格納容器スプレイ-可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ	モード3、4、5、6	<ul style="list-style-type: none"> 送水車 (表85-14-1の2)において運転上の制限を定める 燃料油貯油そう (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める タンクローリー 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬式代替低圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレイ系2系統が動作可能 可搬式代替低圧注水ポンプ:1台×2 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用):1台×2 送水車:1台×2 仮設組立式水槽:1台×2 燃料油貯油そう タンクローリー 	<ul style="list-style-type: none"> 可搬式代替低圧注水ポンプ 電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用) 送水車 仮設組立式水槽 燃料油貯油そう タンクローリー 																
			<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水系による原子炉格納容器内自然対流冷却系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) A、B格納容器再循環ユニット:2基 A、B、C原子炉補機冷却ポンプ:2台(A、B、Cのうち、いずれか2台) A、B原子炉補機冷却水サージタンク:2基 原子炉補機冷却水サージタンク:1基 電源ポンプ(原子炉補機冷却水サージタンク加圧用):1本 海水ポンプ:1台 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) 	<ul style="list-style-type: none"> A、B格納容器再循環ユニット A、B、C原子炉補機冷却ポンプ 原子炉補機冷却水サージタンク 電源ポンプ(原子炉補機冷却水サージタンク加圧用) 海水ポンプ 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) 																	
RCS 水位	第85条(表85-7-2の2)大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却	モード3、4、5、6	<ul style="list-style-type: none"> 大容量ポンプによる海水供給系(大容量ポンプから海水管接続口まで)2系統が動作可能 大容量ポンプ:1台×2(3号炉および4号炉の合計所要数) A、B格納容器再循環ユニット (表85-7-7の2)において運転上の制限を定める 燃料油貯油そう (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める タンクローリー (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) (表85-16-1の2)において運転上の制限を定める 	<ul style="list-style-type: none"> 大容量ポンプ A、B格納容器再循環ユニット 燃料油貯油そう タンクローリー 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) B系熱除去ポンプ(海水冷却) C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却) 空冷式非冷却電装置 	<ul style="list-style-type: none"> 大容量ポンプ A、B格納容器再循環ユニット 燃料油貯油そう タンクローリー 可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) B系熱除去ポンプ(海水冷却) C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却) 空冷式非冷却電装置 																